

## 浄化槽汚泥処理手数料の徴収について

湖北広域行政事務センターでは、湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正に伴い、令和7年10月1日より、施設へ搬入する収集運搬許可業者から、浄化槽汚泥処理手数料を徴収することと決定しました。ただし、農業集落排水処理施設を除く単独浄化槽、合併浄化槽分は、令和8年4月1日から適用します。

浄化槽汚泥処理手数料
18ℓまでごとに27円

問 第1プラント ☎79-0181